

大学における学童保育職員養成の可能性
～職員のスキルアップと現場実習のあり方に着目して～

新潟県立大学 植木 信一 (2922)

キーワード：学童保育、放課後児童クラブ、放課後児童支援員

1. 研究目的

日本の放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブの職員(以下、「学童保育職員」という)の公的資格は、放課後児童支援員である。当該資格を取得するためには、2015年度から開始された16科目24時間の放課後児童支援員認定資格研修(以下、「認定資格研修」という)を修了しなければならない。また学童保育職員に対する研修には、そのほかに、「放課後児童支援員等資質向上研修」(以下、「資質向上研修」という)がある。上記の2種類の研修制度が国庫補助対象となっている都道府県知事が行う研修に該当する。

現状では、これら2種類の研修を受講するには放課後児童クラブの現任者であることが条件となるため、勤務しながら研修を受講することで職員のスキルアップにつながる仕組みとなっている。したがって、大学における学童保育職員養成は想定されていない。

一方で、厚生労働省社会保障審議会児童部会に2017(平成29)年に設置された「放課後児童対策に関する専門委員会」(委員長:柏女霊峰)では、学童保育職員の資質の向上のあり方や、大学における学童保育職員養成について議論がされている。同専門委員会が2018(平成30)年にまとめた中間とりまとめ「総合的な放課後児童対策に向けて」には、「放課後児童支援員のあり方・研修について」のなかで、「放課後児童支援員は、・・・学校教育や保育とも異なる『育成支援』を担う。放課後児童支援員のこうした特性を踏まえた、資質の向上のあり方を考えていかねばならない」ことが明記され、現状の2種類の研修制度の限界と、さらなる職員のスキルアップの必要性が示されている。同時に、「人材を確保する観点から、大学等における養成のあり方など研究を進めていく必要がある」ことが明記され、職員のスキルアップと大学における学童保育職養成がセットで検討されることも想定される。ただし、同専門委員会は、2017(平成29)年11月～2018(平成30)年5月までの間に全9回の委員会が開催されているが、それ以降は現在に至るまで開催されていない。

なお、民間レベルで実施されている大学における学童保育職員養成や、海外の大学における養成内容をみると、講義・演習科目のほかに、「実習科目」が課せられている。

たとえば、一般財団法人児童健全育成推進財団(以下、「財団」とする)は、大学等における養成課程として「児童厚生二級指導員」と「児童厚生一級指導員」(以下、「児童厚生

員」とする)資格を設定し、いずれかの資格を全国43校(大学、短大、専門学校)で養成している。科目の中には実習科目が含まれている。また、海外では、ストックホルム大学青少年学部では、教員免許の一種として学童保育職員の養成が実施されており、実習科目が設定されている。

みずほ情報総研(2017)¹は、児童館職員が学童保育職員を兼務している実態を分析するなかで、「現在の放課後児童支援員認定資格研修は現任者を対象に実施されているが、新任者の育成を考える際には、放課後児童支援員の養成システムとのかかわりも踏まえて、児童館職員の養成と「放課後児童支援員の養成と連携した制度の構築を進めていくことも一案として考えられる。」とし、児童館の現任者を学童保育職員養成との関連性を踏まえて再構築することが必要であることを指摘している。

住野他(2020)²は、ストックホルム大学における学童保育職員養成課程のカリキュラム等を整理・分析したうえで、「大学における専門性の高い学童保育指導員の養成を実質化していくためには、学生の学びや専門性の向上を評価する仕組みや、それを踏まえた教育活動の評価・改善の仕組みを確立するための検討が欠かせない」と指摘している。また、「大学における学童保育指導員養成課程を実現するには学童保育研究者の養成と実習指導体制の確立が欠かせない。とりわけ、高い専門性を持った実習指導者を大学と学童保育所との連携・協働を確立する中で育成することが検討されなければならない」とし、大学における学童保育職員養成が、現場実習指導者との協働作業であることを指摘している。

つまり、学童保育職員養成は、現任者研修と大学における養成課程をあわせた再構築の検討が必要であり、さらに、現場実習のあり方の検討も必要であることがわかる。

そこで、本研究では、学童保育職員のスキルアップと現場実習のあり方に着目することにより、大学における学童保育職員養成の可能について明らかにすることを目的とする。

なお、本研究は、JSPS 科学研究費 JP18H01002「非認知能力を育成する放課後支援人材養成カリキュラム開発のための基礎的研究」(研究代表者：住野好久)による調査研究の成果の一部である。

2. 研究の視点および方法

今後の学童保育職員養成のあり方を検討するうえでは、大学における養成課程の検討が不可欠であると考えられる。その際には、学生を受け入れる現場職員である実習指導者の育成が必要であり、結果的に現場職員のスキルアップにもつながると考えられる。

¹ みずほ情報総研株式会社(2017)「児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に関する調査研究」(座長：植木信一)(厚生労働省平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書)210.

² 住野好久、植木信一、松本歩子、中山芳一、鈴木瞬(2020)「大学における学童保育指導員養成に関する研究—スウェーデン・ストックホルム大学の養成課程の検討を中心に—」『学童保育第』10, 55.

本研究においては、①放課後児童支援員認定資格研修、②財団（一般財団法人児童健全育成推進財団）による児童厚生員養成、③ストックホルム大学の養成課程、の3者のカリキュラム内容のうち、現場実習に該当する内容を比較・分析する。

なお、児童厚生員資格は、児童館職員養成のための資格であるが、学童保育職員も対象としており実習先の多くが放課後児童クラブである。また、民間レベルで実施されている大学における学童保育職員養成には、そのほかに、日本放課後児童指導員協会が実施する「放課後児童指導員」、学童保育指導員協会が実施する「学童保育士」資格があるが、実施大学数が少なく資格取得数も少ないため、全国43校で実施している財団の児童厚生員資格を分析の対象とした。情報収集の方法は文献資料による。

また、ストックホルム大学の養成課程については、2019（平成31）年2月28日にストックホルム大学青少年学部が主催した公開ワークショップにて情報収集した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規定に基づき、収集した情報の匿名性および名誉・プライバシーについて配慮し研究を実施した。また、情報収集を実施するにあたり、必要に応じて研究の趣旨について説明を行い同意を得て実施した。

4. 研究結果

（1）放課後児童支援員認定資格研修

厚生労働省は、2015（平成27）年に、放課後児童クラブの実質的な基準を示した「放課後児童健全育成事業の基準と運営指針」と、職員の質の確保をねらいとした「放課後児童クラブ運営指針」を作成した。これにともない、日本で初めての学童保育職員の公的資格となる「放課後児童支援員」を養成する「放課後児童支援員認定資格研修」を発足させた。この資格は「都道府県知事が行う研修」に該当するため、国家資格ではないが、公的資格として位置付けられている。

研修内容は16科目（24時間）が定められており、以下の6分野に整理され、「放課後児童クラブ運営指針」に準拠しているが、あくまで現任研修であり、現場実習もなく大学における養成課程もない。

- ① 放課後児童健全育成事業の理解
- ② 子どもを理解するための基礎知識
- ③ 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
- ④ 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
- ⑤ 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
- ⑥ 放課後児童支援員として求められる役割・機能

さらに、資格の更新講習等は想定されておらず、資格取得後の学童保育職員の資質向上

にかかるフォローアップに課題が残る。

そのため、別途、放課後児童支援員等資質向上研修がある。実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び市町村である。研修対象者は、放課後児童支援員等及び放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者並びに放課後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなどである。内容は、放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修であり、専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童健全育成事業所で共通の課題になっているものをテーマとすることになっている。しかし、すべての自治体が実施しているとは限らず、継続的に参加できるとは限らないため、普遍的なフォローアップの役割を十分に果たしていない。

(2) 財団による児童厚生員養成課程

財団では、児童館職員(児童厚生員)や放課後児童クラブ職員(放課後児童支援員)の福祉マインドの養成と専門技術の習得を目的として、1976(昭和51)年より厚生省の指導の下に、児童館等で働く現任者を対象に、研修を実施してきた。1991(平成3)年頃から、児童厚生員の資質や意識の向上と身分の安定、社会的ステータスを向上させることを目的に、研修の体系化と資格制度の創設について検討を開始した。厚生省、児童福祉や子どもに関する研究者や専門家の間で研究を行い、1992(平成4)年には、それまでの人材養成の取組の成果を踏まえつつ、研修内容を体系化するとともに、財団が独自に認定する研修と連動した資格制度の運用を開始した。さらに、1996(平成8)年からは、複数の学校からの学生に児童館・放課後児童クラブ向けの資格を持たせて卒業させたいという要望と、財団としての活動の一層の普及並びに質の向上を目指したいという希望が合致し、大学等における児童厚生員養成課程の認定を開始するに至った。養成校数は、2020(令和2)年4月現在、全国43校となっている。

(表1) 児童厚生員養成課程指定科目一覧

科目名	単位数	二級	一級
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	○	○
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	○	○
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ	2	×	○
児童館実習Ⅰ(10日間)	2	○	○
児童館実習Ⅱ(10日間)	2	×	○
合計単位数		6単位	10単位

(表2) 実習の内容や担当教員等の概要

科目名	概要
児童館実習 I・II	<p>【実習Ⅰ】 実習のオリエンテーション、実習記録の取り方、児童館での10日間の実習。児童館・放課後児童クラブの1日の流れや利用者の様子、多様な活動内容、職員の役割や声掛けの実際等について理解する。児童館内の放課後児童クラブや児童館と密接に連携している放課後児童クラブであれば、5日間に限り放課後児童クラブで実習することも可。また、保育実習Ⅲとしての実施も可。</p> <p>【実習Ⅱ】 児童館での10日間の実習。「児童館実習Ⅰ」の内容に加えて、配慮を要する児童への対応や、地域のネットワークづくり等、児童館・放課後児童クラブが担う児童ソーシャルワークの実際について理解する。児童館や放課後児童クラブ、児童健全育成推進財団が認定する児童育成活動並びにイベント等におけるサービスラーニング、もしくはインターンシップも可。</p> <p>【実習期間】 10日間</p> <p>【担当教員】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「児童家庭福祉」「社会的擁護」「社会福祉」いずれかの科目担当者であって、児童館・放課後児童クラブに精通する者。 2 児童館・放課後児童クラブの勤務経験が20年以上の現任者。 3 地方公共団体や広域を対象とする団体等で児童館・放課後児童クラブに関する指導的業務を担当する者であって、児童館・放課後児童クラブに精通する者。 4 児童健全育成推進財団認定「児童健全育成指導士」の資格を有する者。 5 上記①～④に相当する知見を有すると財団児童厚生員養成課程認定委員会が認めた者。

児童厚生員養成課程は、資格取得のために、大学・短期大学等の教育課程に開設された教育課程のなかに財団が指定する科目を設置しなければならない。児童厚生員養成課程の修業年数は1年以上である。児童厚生員養成課程を設置する大学等の学科は保育や教育学、社会福祉学の専攻課程であり、児童の発達や指導等の基本に関する科目は専門科目として履修するなど、学生には基本的な知識を身につける機会が確保されている。このため、現任研修とは異なり、児童の発達及び指導の基本を理解するための科目については最小限とする一方で、児童館や放課後児童クラブに特化した科目など、保育士養成等では学べない

内容や実習が準備された内容となっている（表1・表2）³。

養成校における資格取得者数⁴は、2019年度取得者543名（一級58名、二級485名）であり、2020（令和2）年3月末までに、総数17,126名（一級976名、二級16,150名）となっている。

（3）ストックホルム大学における養成課程

スウェーデンにおける学童保育職員の養成方法は、高校3年間で資格がとれるものと、大学3年間で資格がとれるものの2種類あったが、2019（令和元）年からは、教員免許が必須となったため、現在は大学における3年間の養成課程（学童保育の教員免許の取得）となっている。スウェーデンには13の養成校があり、すべて同じカリキュラムで統一される。したがって、全国どこへ行ってもこの資格（教員免許）が通用し、職員同士の共通理解が成り立つことになる。ストックホルム大学には、3年間6学期分のカリキュラムがあり、年間2学期制で、1学期あたり30単位が与えられる。3年間で、合計180単位のカリキュラムとなっている。

（表3）ストックホルム大学における養成課程

1 学期	学童保育教育学Ⅰ (7.5)	教育の歴史と社会における位置 (5)	実習Ⅰ (2.5)	学習と個人の発達の理論 (7.5)	学童保育教育学Ⅰ (7.5)	
2 学期	実技または芸術教科(15)			学校における法と倫理 (2.5)	実習Ⅱ(5)	学童保育教育学Ⅱ (7.5)
3 学期	学校における社会的関係 (7.5)	学童保育教育学Ⅲ (7.5)	実技または芸術教科(15)			
4 学期	実習Ⅲ(7.5)	学童保育教育学Ⅳ (7.5)	プレゼンテーションとトリック (3.5)	特別支援教育(7.5)	教育と学校における評価と開発 (4)	
5 学期	学童保育教育学Ⅴ (7.5)	知識・科学・研究方法論 (7.5)	学童保育教科教授学、カリキュラム論と評価(15)			
6 学期	学童保育教育学卒業研究(15)			実習Ⅳ(15)		

（出典）住野好久、植木信一、松本歩子、中山芳一、鈴木瞬（2020）「大学における学童保育指導員養成に関する研究—スウェーデン・ストックホルム大学の養成課程の検討を中心に—」『学童保育第』10, 51.

³ 一般財団法人児童健全育成財団（2020）『児童館・放課後児童クラブの研修体系と資格制度のご案内』より作成

⁴ 一般財団法人児童健全育成財団（2020）『令和元年度事業報告書・決算書』より

【科目群】

- 1) 「学童保育教育学」：2 学期分、60 単位
- 2) 「実技または芸術教科」：1 学期分、30 単位
- 3) 「教育科学」：2 学期分、60 単位・・他の専門をもった教員による講義
- 4) 「実習」：1 学期分、30 単位・・経験豊かな現場職員による現場指導

上記の科目は、学期をまたいで混ざりこんでいるという特徴がある。理論的なものを学んで、実習の時間で試すという作業を繰り返すために、実習の時間は、学期に細かく組み込まれている。また、実習は、最終評価のためにカリキュラムの最後に時間が長くとられている。合計で 30 単位、20 週間にも及ぶ実習が実施されていることに特徴がある。

- 1) 実習Ⅰ (2.5 単位：2 週間)
- 2) 実習Ⅱ (5 単位：3 週間)
- 3) 実習Ⅲ (7.5 単位：5 週間)
- 4) 実習Ⅳ (15 単位：10 週間)

コミュニケーションごとに現場実習の組織があり、学生たちの実習現場をマッチングする手助けをしている。カリキュラムを修了するには、この現場実習で成果をみせる必要がある。実習評価は、定期的に大学教員と学童保育の指導員との間で協力して評価をする。現場実習は、ほとんどの場合で合格し、優秀な人材として認められるが、部分的に合格しない場合もある。その場合は、やり直しができる。現場実習は、小学校で実施され、学生は教育を受けた現場の実習指導者（学童保育職員）から直接指導を受ける。

実習期間中に、実習指導者が大学へ参集して実施される「実習指導者会議」がある。この会議には、大学教員、実習学生、実習指導者（学童保育職員）の三者が参加するところに特徴がある。実習指導者（学童保育職員）は、常に現場実践に対する質の向上が求められることになるため、大学は、実習指導者（学童保育職員）を現場実践者としてもフォローアップするためのしくみを構築している。

結果的に実習指導によって、大学教員と学童保育職員の協力関係が構築され、三者による協働の実習指導が進められることになる。学童保育職員は、実習指導者としての経験が、自らの現場実践者としてのスキルアップにつながっているのである。そのため、実習指導者である学童保育職員は、大学の教員によって多くの影響を受ける環境にあり、学童保育職員が大学に来て一緒にセミナー参加したり、養成教育に参加したり、基礎研修を実施したりすることができるよう、大学が学童保育職員をサポートする体制となっている。

5. 考察

(1) 大学における現場実習

放課後児童支援員認定資格研修は、大学における養成課程がなく現場実習もない。16 科目 24 時間の講義科目を履修すれば公的資格が取得できる仕組みになっている。これは、現任研修という位

置づけになっているためであり、今後、大学における養成のあり方が検討される際には、現場実習の実施の有無も同時に検討されると想定される。

財団における現場実習は、実習Ⅰ（10日間）、実習Ⅱ（10日間）が設定されている。このうち、実習Ⅰ（10日間）は、保育士養成における保育実習（施設実習）を実施することで免除されることになっている。そのため、児童厚生二級指導員資格取得者のなかには、保育実習（施設実習）としての位置づけで完了することになり、学童保育職員養成としての実習指導ができなければ、実習効果として不十分になってしまう可能性がある。

ストックホルム大学の養成課程では、これらを大きく上回る10週間の実習が実施されており、養成課程における現場実習の位置づけを重視していることがわかる。

（2）実習指導者の要件

放課後児童支援員認定資格研修は、現場実習がないため実習指導者の配置もない。財団における現場実習には、実習指導者の要件が定められている。ただし、勤務経験20年以上などが定められているものの、実習指導者としての訓練を受けているわけではない。

ストックホルム大学の養成課程における学童保育現場の実習指導者は、定期的に大学教員との間で協力して評価をするため、常に実習指導のための質の向上が求められる。そのため、大学は、実習指導者（学童保育職員）を現場職員としてもフォローアップするためのしくみを想定している。

（3）実習指導者会議

財団による大学等への資格付与は、保育や教育学、社会福祉学の専攻課程を対象にしており、保育実習（施設）の一環として実施されることが多い。そのため、大学によっては、保育実習のための実習指導者会議の開催は想定されるが、学童保育職員養成のための実習指導者会議の開催は義務付けられていない。

ストックホルム大学は、実習指導によって、大学教員と学童保育職員の協力関係が構築され、三者による協働の実習指導が進められている。学童保育職員は実習指導者会議に参加することによって、大学教員からスーパービジョンを受けることができ、結果的に現場職員としてのスキルアップにつながっていると考えられる。

（表4）養成課程の比較表

	大学の現場実習	実習指導者の要件	実習指導者会議
放課後児童支援員認定資格研修	×	×	×
育成財団による児童厚生員資格	○	△	×
ストックホルム大学養成課程	○	○	○

(4) 大学における学童保育職員養成の可能性

大学が現場実習を実施する際には、実習指導者の要件の確立や実習指導者会議の開催によって、現場の職員が大学教員からスーパービジョンされ、学生の養成と同時に、実習指導者である職員のスキルアップに寄与できる可能性があることがわかった。

今後、放課後児童支援員認定資格研修の大学での実施方法を検討する際には、学生に対するカリキュラム検討だけでなく、実習指導者の育成方法を同時に検討することが必要であると考えられる。現場実習を通して学生も現場の職員もスキルアップすることができ、大学における学童保育職員養成が、放課後児童支援員認定資格研修終了後のアフターケアに替わる学童保育職員の資質向上に寄与する可能性があることがわかった。